

平成29年第3回東大和市議会総務委員会記録

平成29年6月8日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	佐竹康彦君	副委員長	森田真一君
委員	大后治雄君	委員	押本修君
委員	蜂須賀千雅君	委員	東口正美君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
17番	荒幡伸一君	20番	木戸岡秀彦君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情
- (3) 所管事務調査の協議について

午前 9時28分 開議

○委員長（佐竹康彦君） ただいまから平成29年第3回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（佐竹康彦君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席につきましてはただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） 続きまして、29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情

○委員長（佐竹康彦君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、説明員の出席はありません。

よって、質疑を省略し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

それでは御意見等。

○委員（東口正美君） 世界中で悲しいテロ事件が続いており、多くの市民の皆様も少なからずテロに対して不安を抱えていることを考えれば、組織的犯罪処罰法の改正案は必要であり、早期に成立すべきものと考えます。

この法案の目的は、国際組織犯罪防止条約の加盟のために不可欠な法案です。テロの未然防止のためには、情報交換や捜査協力など国際連携が必要であり、日本も国際標準として187カ国が加盟している国際組織犯罪防止条約を早期に締結すべきと考えます。

陳情理由に述べられているような、かつての共謀罪と今回の法案との違いは、まず対象となる犯罪者を組織的犯罪集団に法文で明確に限定していることとございます。そしてその行為は具体的、現実的な計画とそれに基づく準備行為を必要とすることとなっており、組織的犯罪集団とかかわらない一般の方々が処罰されることはありません。

よって、市民の内心を日常不断に監視されることなどはありません。実際そのようなことを行おうとしたらどれだけの人員を必要とするのか、全く現実的なものとは考えられません。

よって、この陳情で心配されているようなことはないと思います。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見等ございますでしょうか。

○委員（床鍋義博君） 今回の陳情の内容に関しましては、質疑に関して答弁者もおらず、詳細で十分な審議ができないということは、最初に述べておきます。市議会ではなくて、本来であれば国会において議論すべきも

のである性質であるということは、前回かな、憲法に関しての判断についてもそういうふうに述べました。

ただ、とはいえ、この組織的犯罪処罰法の一部の改正に関しましては、この一部改正がなされることによって、東大和市民にも大きな影響を及ぼす可能性が高いということも事実でありまして、その点において、国会において十分な議論がされているかどうかということ、市議会において判断する必要性はあるのかなというふうには感じておりますので、少し述べたいと思います。

刑法というのは、直接国民の身体を自由を拘束するという点において、罪刑法定主義のもと、その構成要件をすごく厳密に定めて解さなければいけないというふうに思っております。

また、執行する際においても、デュー・プロセスという、法執行における適正な手続というものを十分に保障されなければいけない。この点においてすごく慎重に構成要件等も定めなければいけないというふうに考えております。

これが不明確であった場合に、執行側の恣意的な運用を抑制するという事は非常に難しく、これは憲法に定める基本的人権を侵害するおそれがあるなというふうに感じております。そのため、このおそれがある法律の改正にはやっぱり十分な議論が必要であるというふうに考えております。

しかし、現在の国会の状況を見ますと、そういった個別の構成要件等を議論されることもなく、網羅的に刑法と組織的犯罪処罰法の一部の改正という、本来であれば一般法と特別法の関係にあるものが、一般法の趣旨を没却するような、網羅的に特別法が適用されるような、そんなイメージも持っておりますので、この点においても十分な議論がされてはいないのは現状だと思います。

そういった点において、今回、陳情の趣旨からいうと、意見書を提出するという趣旨には賛同をしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（大后治雄君） 今、床鍋委員がおっしゃったように、内容的にはそもそも国会でやるべき内容でありまして、全国民にかかわりのある内容でありますので、当然東大和市、また東大和市民としてもこれに対して目をつぶるわけにいかないというようところで意見を少々述べさせていただきたいと思っております。

基本的に憲法に抵触するおそれが非常にあるのではないかとという疑問がどう考えても払拭できないというところがありまして、そもそも、先ほどデュー・プロセスとか、罪刑法定主義という話がありましたが、特にやはり憲法31条で規定されている罪刑法定主義に関して、やはりかなり疑義があるのではないかとこの改正案に関しては一旦出し直しをしたほうがよいのではないのでしょうかというふうな考え方を持っています。

また、いろいろありますけれども、立法理由に関しても、テロを防止する、それからまた条約に加盟する、さまざまな理由があろうかと思いますが、それに関してもやはり反対、賛成さまざまありまして、反対な立場に立つのであれば、その中身としてこれを立法しなければならぬという大きな理由にはなっていないんじゃないかなというふうな気がいたします。

やはりその国民に関して先ほど東口委員が述べられましたが、監視をするいろいろなコストとかがあっていう話になるんだろうと思いますが、全体を監視する必要はもちろんないわけで、それは莫大なコストがかかるということで、その組織的犯罪に係ると考えられる人間、組織をそこでピンポイントで監視していくというような形になってくるんだろうと思いますが、そここのところに関して、やはりデュー・プロセス、罪刑法定主義というところを考えたときにはやはりちょっと怖いなというような気がいたします。

したがって、今回、私は憲法に違反する可能性が大きいというところで、この組織的犯罪処罰法改正案

に関しては、一旦、廃案にすべきではないかというふうに考えています。その上で、本当にこの改正案が必要であるというのであれば、そうした論点を一つ一つしっかりと潰したものをもう一回出し直すべきではないのかなというふうに考えています。

したがって、今回のこちらの意見書の提出に関しては賛同したいというふうに考えております。

以上であります。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見等ございますでしょうか。

○委員（蜂須賀千雅君） 冒頭、公明党の東口委員からお話しありました国際組織犯罪防止条約の件、この辺は党としても同じ見解を持っておりますので、自由討議ですので、我が党としての考えも一つ述べさせていただきます。

先ほどの公明党のお話にあわせて、その国際組織犯罪防止条約を締結しないと、やはり東京オリンピック・パラリンピックを前にして、世界各国と協力しながらテロの未然防止を努めなければならない日本が、この基本的な条約すら締結しないというのは、やはり世界から多くの方々から来日をし、その安全を確保しなければならない、我が国としてはまずあり得ない部分であるというふうに考えております。

また、大きな問題として、他国との捜査協力が支障が生じるということがあり、また日本以外のほとんどの国が、先ほどお話ありましたとおり、この条約を締結していますので、本件を捜査している国から日本に捜査協力依頼が来ることは十分あり得る中で、日本がこれを締結していれば日本から証拠を提供するなどの協力ができますが、締結をしていないと、やはりその国は複雑な日本の法律のどこに違反する可能性があるということ細かく検証しなければならないということになり、これでは時間が非常にかかるということがあり、その国で現実にテロが起こってしまったら日本の国際的立場というのがどうなるかということやはり一番懸念されます。

このようにテロ等準備罪、国際的に合意された最低限のテロを含む国際的な組織的犯罪対策を実施しようというものでありますので、結果としてオリンピック・パラリンピックで多くの外国人を迎え、その安全を確保する義務がある日本としては、テロ対策が十分でないという国だというふうに思われてしまったりはやはりマイナス部分が大きいですので、我が党としては今回のこの意見書に関しては反対という意見で考えております。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見はございますでしょうか。

○委員（森田真一君） では私も少し言わせていただきます。

まず、この陳情そのものについてなんですけれども、確かに法律、法案について論じてはおられるんですけども、ただこの間の国会審議、聞いていますと、一概に国で決めることっていうだけでは済まないなっていうふうなこともうかがい知れたかなというふうに思います。

具体的に言いますと、例えば岐阜県の大垣市というところで大垣警察署が、住民が、地元で起こってる風力発電の発電所の建設計画について勉強会をやったら、それが反対運動だってみなされて、ひそかに警察がその住民の皆さんを監視をして、しかもその会社に報告まで繰り返ししていたと、こういう事実が出てきて、これに照らせば、我が市でも例えばですけども、ごみの施設の建設をめぐる近隣の方がいろいろ御意見を言ったりだとか、マンションの建設なんかがあればいろいろ御意見言われたりとか、こういうふうなことってというのはまああるわけですから、非常に日常生活に密着した問題なんじゃないかなと思って、そういった事実

から出発して、これも市議会でも考えてほしいというのは全く道理のある話だなというふうに私は考えております。

それから、今回この法案が2020年にオリンピックがあるということで、外国からたくさんの方が来られる、たくさんの方が集まるという前提がありますので、そのためにテロ対策が必要なんだと、こういうことで議論が出発してるわけですけども、先ほどから東口委員からも悲しいテロみたいなことがあってはならないというお話いただきました、全くそのとおりだと思います。

ただし、この法案が、法律ができて本当にテロが防げるのかっていうことでいいますと、これはこの間、国会で参考人質疑に立てられてる専門家の方々からも甚だ疑問だというような御意見もあったところだと思います。

実際この間、イギリスですとか、本当に悲惨なテロ事件なんか幾つも頻繁に起きてるわけですけども、イギリスのような、いわゆる超監視社会と言ったらいいんでしょうか、至るところに監視カメラなんかも備えつけられてるっていうことがもう広く知られているようなところで、しかもこういうような法律なんかも整備をされてるようなところでもやっぱりテロはなかなか防ぎがたいと。特に国会審議の中でも、いわゆるローンウルフ型って呼ばれるような、一匹オオカミで犯行に及ぶってというようなタイプのもの、しかも自爆テロであれば1回こっきりっていうことになりますから、こういったものについては防ぎようがない、調べようがないんだってということにも注目をする必要があるのかなって思ってます。

それから、この間、いわゆる共謀罪ってということで今回また再び、名称は変わってますけども、出てきたわけですけども、今回特に注目されるのはビジネス関係の方が非常に心配をされてるってことには注目したいというふうに思ってます。

5月の18日に共謀罪法案に反対するビジネスロイヤーの会っていう弁護士さんの団体が声明を出されています。この中で、ちょっと煎じ詰めて言うと、例えばですけども、新しい商売考えると。このときに、そうですね、例でいえば発泡酒だとか、第三のビールだとか、既存の法律の網の目をかいくぐって新しいビジネスチャンスを考えようっていうときに、考えたことそのものが、実際にはそのことを実行してなくても、考えただけでもう脱税だろうというふうに一たび嫌疑をかけられれば、これは共謀罪のところに入ってくると、こういうような心配がされて、専門家である方々も大変注目をしているというか、率直に言って反対をしているというようにも示されていますので、そういうことにぜひ耳を傾けたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに御意見等がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） では、この場は委員会ですので簡潔に結論だけ申し上げたいと思います。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）はい。

29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情について、陳情の趣旨からして、私はぜひ賛成をしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに討論はございますでしょうか。（発言する者あり）

討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

29第3号陳情 「組織的犯罪処罰法改正案」の創設に反対する意見書提出を求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 可否同数であります。

よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は不採択と裁決いたします。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

正副委員長で協議した結果、まず1つ目として、前任期の総務委員会において、本委員会が所管する部分について、総務部と連絡を密にとり、その報告を受ける必要があるのではないかということから、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関することを立ち上げましたが、前委員の任期満了とともに調査が終了しているため、今任期においても同じ内容で所管事務調査を行いたいと思い、本日、所管事務調査通知書案を机上配付させていただきました。

御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関することを所管事務の調査事項とすることによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） ありがとうございます。

それでは所管事務の調査事項とすることとし、後ほど調査目的、調査方法、調査期間も含めて改めて決定したいと思います。

それでは、そのほかに所管事務調査の調査事項について御意見がございましたら御発言いただき、御協議いただきたいと思います。

御意見等ありましたら御発言願います。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、その他の所管事務調査の調査事項につきましては各自お考えいただき、次回以降の委員会で再度御意見をいただき、御協議いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、そのようにいたします。

お諮りいたします。

本委員会の所管事務調査におきましては、調査事項を市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関することとし、調査目的を現状と課題を調査することにより施策の充実に資するためとし、調査方法を担当部課より

説明を求める、必要に応じて現地調査を行うこととし、調査期間を調査が終了するまで、なお閉会中においても継続して調査することができるものとするので決定したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を閉会中も継続して調査するため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） これをもちまして、平成29年第3回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前 9時49分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦